



令和4年

就業構造基本調査

栃木県結果の概要



令和5(2023)年8月 栃木県生活文化スポーツ部統計課

就業構造基本調査って何？

1 どんな調査なの？

統計法に定められている基幹統計（国の最も重要な統計）のひとつであり、私たち国民の就業状態を明らかにすることを目的とした調査です。

昭和31(1956)年から実施され、令和4(2022)年調査で18回目となりました。

2 いつ調査したの？

令和4年10月1日現在で調査をしました。

3 調査の対象は？

全国から無作為に選ばれた約54万世帯（県内約1万世帯）の15歳以上の方を対象に調査をしました。

4 何を調査したの？

主に次のような事項について調査しました。

- ・対象者全員 → 教育の状況、育児・介護の有無 など
- ・仕事をしている人 → 雇用形態、仕事内容 など
- ・仕事をしていない人 → 就業希望の有無 など

5 結果は何に使われているの？

就業の現状を把握する基礎資料として、国や県が策定する働き方や女性活躍推進などの各種政策に利用されています。

調査へのご協力
ありがとうございました！



目次



栃木県結果の概要

Q1 働いている人の割合は増えたの？	1
Q2 働く人の割合が最も多い年代は？	2
Q3 働く人が最も多い産業は？	3
Q4 正規と非正規で働く人はどちらが多いの？	4
Q5 育児をしながら働く女性の割合は増えたの？	5
Q6 育児休業などの制度を利用した人の割合は増えたの？	6
Q7 介護をしながら働く人の割合は増えたの？	7
Q8 介護休業などの制度を利用した人の割合は増えたの？	8
Q9 テレワークした人はどのくらいいるの？	9
主な結果における栃木県の順位	10

ご利用にあたって

- ・資料中の数値は、調査結果から県全体を推計したものです。
- ・資料中の数値や割合は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- ・就業構造基本調査では、就業・不就業について、ふだんの状態によって把握している（ユージュアル方式の）ため、労働力調査など1週間の状態によって把握している（アクチュアル方式の）統計調査と数値を比較する際には注意が必要です。
- ・この資料は、令和5（2023）年7月に総務省が公表した令和4年就業構造基本調査結果の中から栃木県に関する主な結果をまとめたものです。
全国結果など、詳しく知りたい方は、総務省統計局のホームページを御覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>

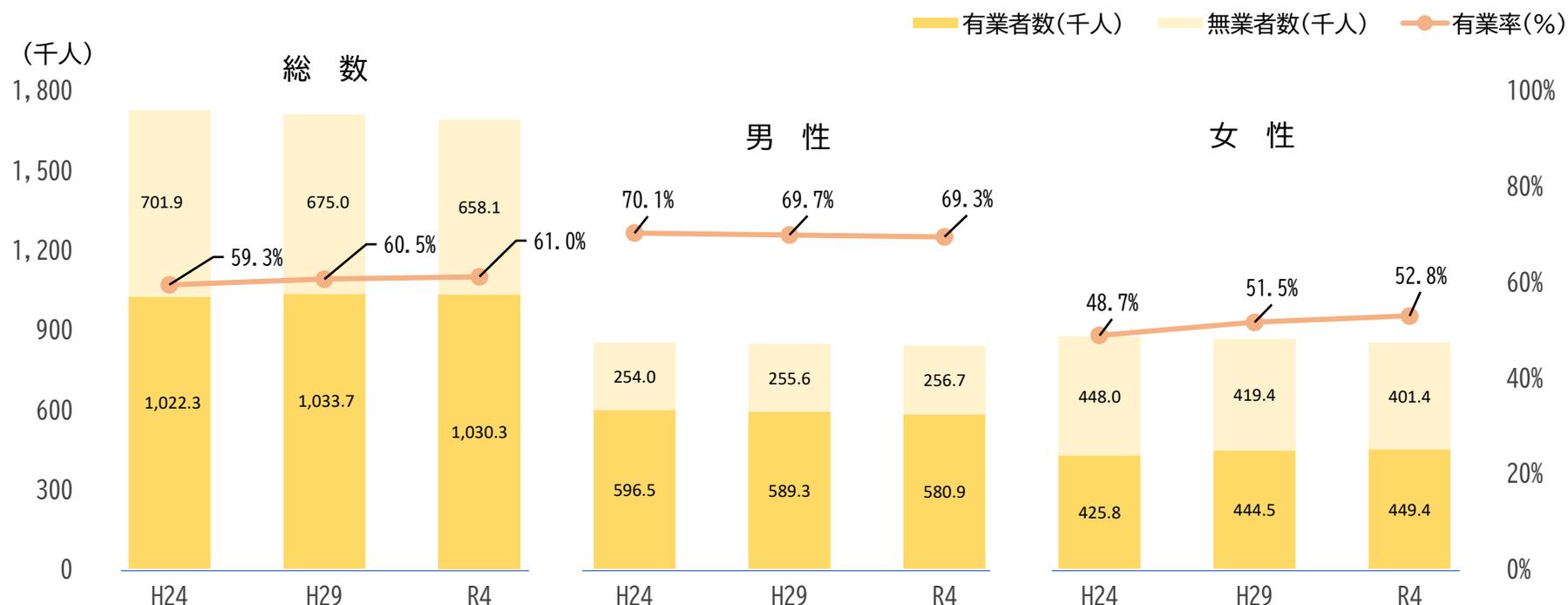
Q1 働いている人の割合は増えたの？

A1 15歳以上人口における有業率は61.0%で5年前から0.5ポイント増加

男性は69.3%で5年前から0.4ポイント減少し、女性は52.8%で5年前から1.3ポイント増加



〈15歳以上人口における有業者・無業者・有業率の推移〉



有業者：ふだん収入を得ることを目的で仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者（休職している者も含む。）
仕事があつたりなかったり「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者：ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

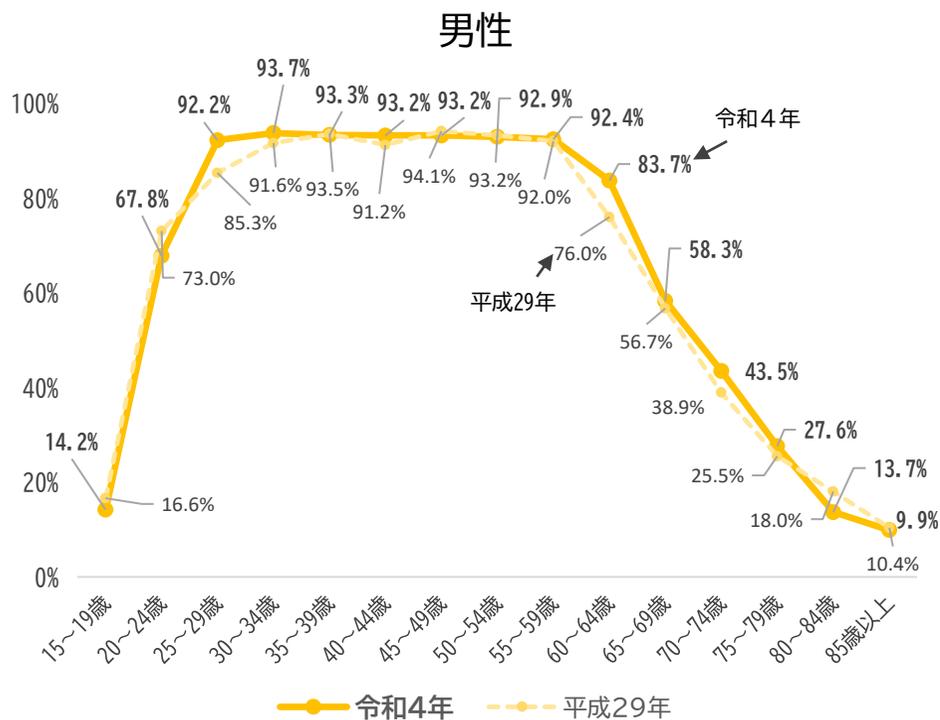
有業率：15歳以上人口のうち、有業者の占める割合

Q2 働く人の割合が最も多い年代は？

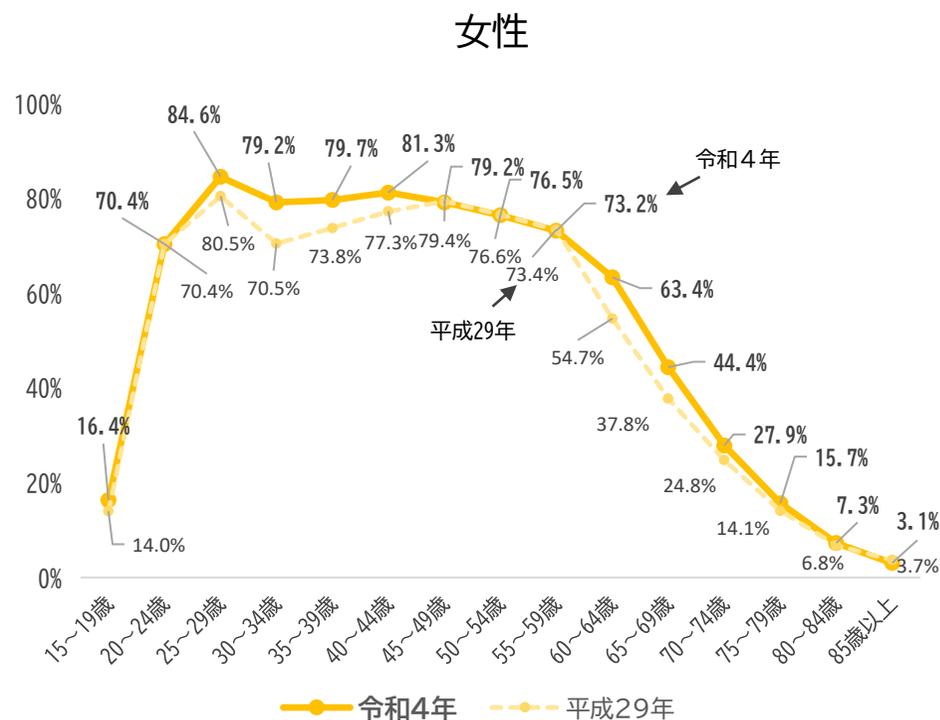
A2 有業率が最も多い年代は、男性が30～34歳で93.7%、女性は25～29歳で84.6%



〈年齢階級別の有業率〉



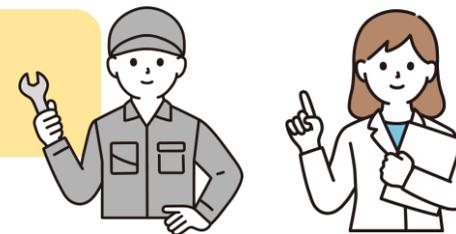
最も増加したのは60～64歳で7.7ポイント増加



最も増加したのは30～34歳と60～64歳で8.7ポイント増加

Q3 働く人が最も多い産業は？

A3 男性は「製造業」が最も多く、女性は「医療、福祉」が最も多い



〈県内有業者の多い業種と人数〉

単位：千人

順位	業種	総数	男性	女性
1位	製造業	252.7	製造業	182.4
2位	卸売業,小売業	135.7	卸売業,小売業	61.7
3位	医療,福祉	117.0	建設業	54.1

※産業とは

有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって、以下のとおり分類されています。

第1次産業：農業・林業

漁業

第2次産業：鉱業,採石業,砂利採取業

建設業

製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信業

運輸業,郵便業

卸売業・小売業

金融業,保険業

不動産業,物品賃貸業

学術研究,専門・技術サービス業

宿泊業,飲食サービス業

生活関連サービス業,娯楽業

教育,学習支援業

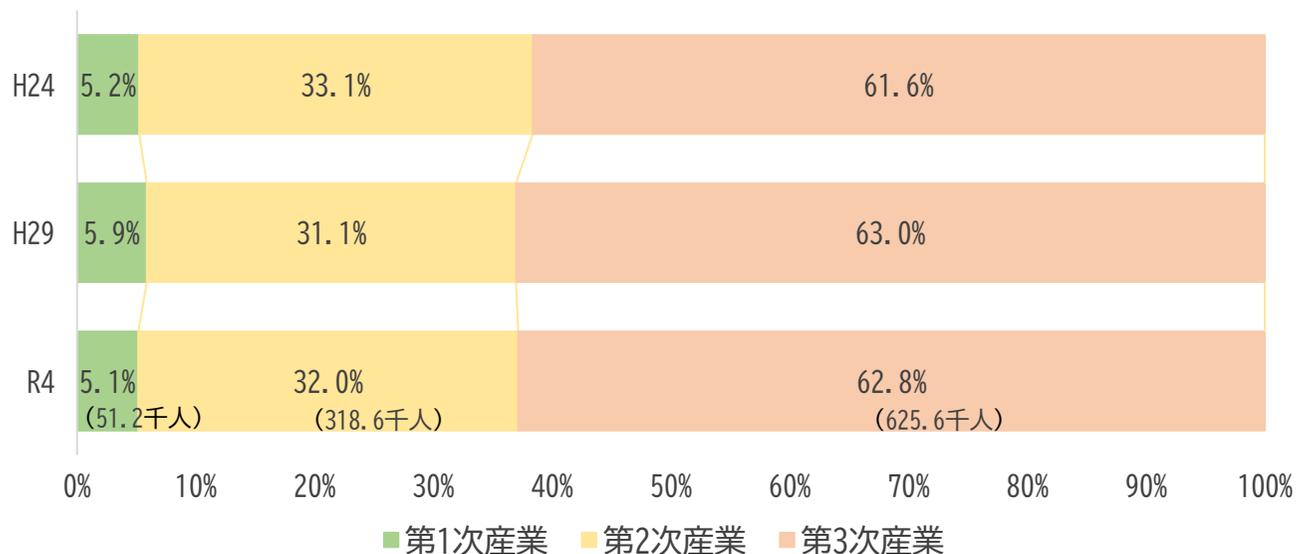
医療,福祉

複合サービス事業

サービス業(他に分類されないもの)

公務(他に分類されるものを除く)

〈産業部門別有業者の割合〉



※割合の計算は、「分類不能の産業」を除いて計算しています。

Q4 正規と非正規で働く人はどちらが多いの？

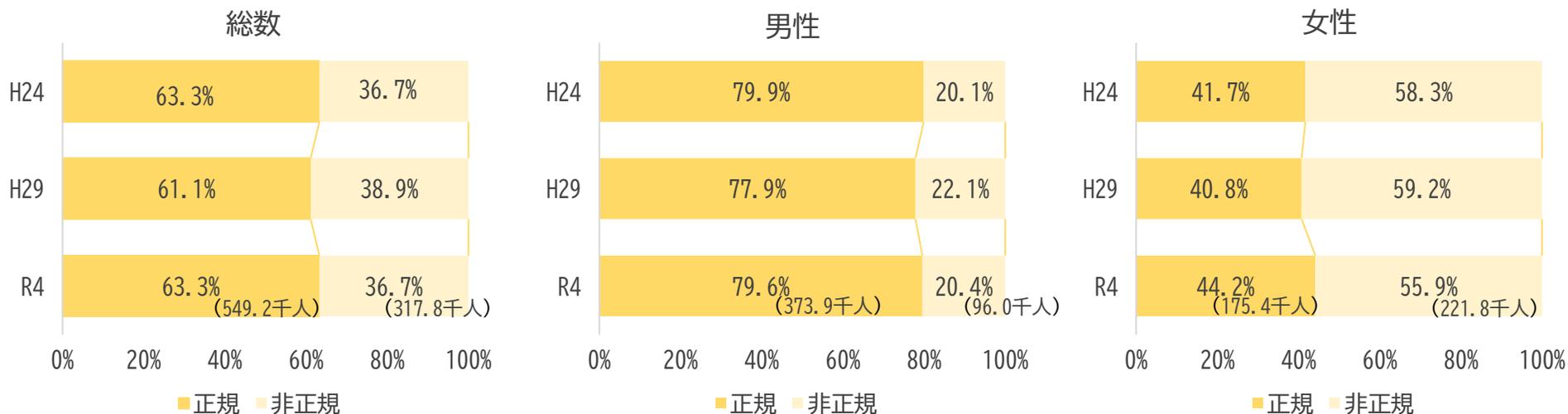
A4 男性は正規で働く人が多く、女性は非正規で働く人が多い



〈雇用者に占める正規と非正規の割合〉

平成24年から平成29年の5年間は、正規が減少、非正規が増加

平成29年から令和4年の5年間は、正規が増加、非正規が減少



雇用者：有業者のうち、自営業主、家族従事者、会社などの役員を除いた者

正 規：勤め先で一般職員又は正社員などと呼ばれている職員・従業員

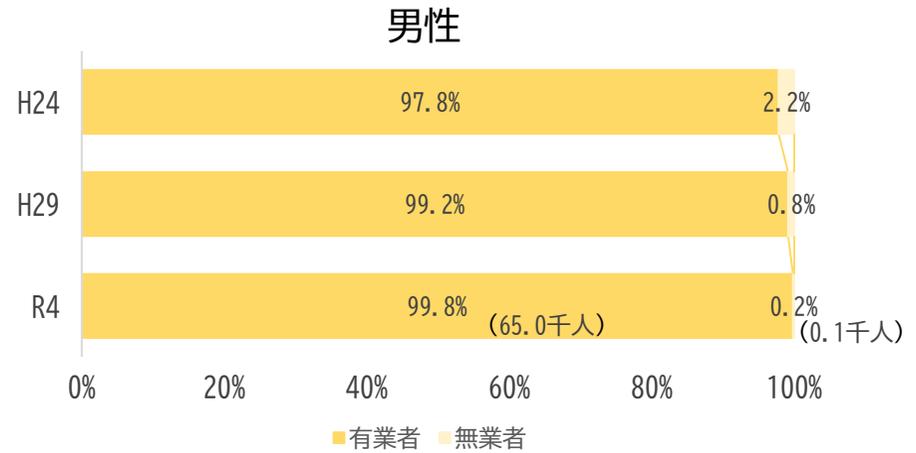
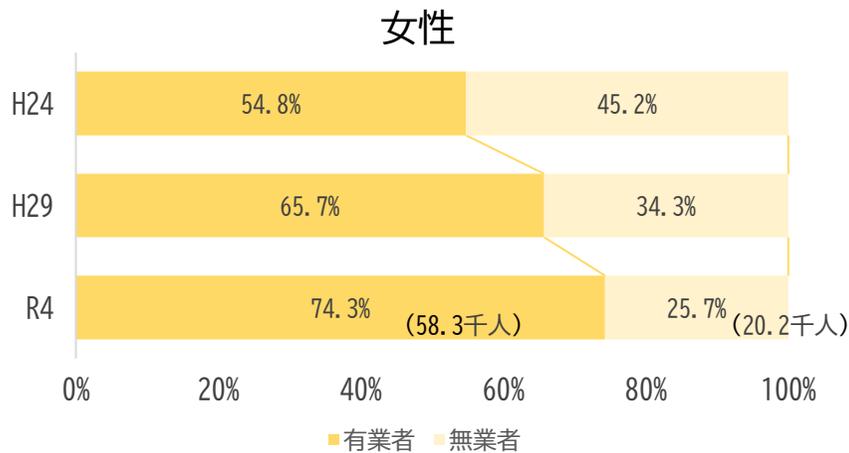
非正規：パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の職員・従業員

Q5 育児をしながら働く女性の割合は増えたの？

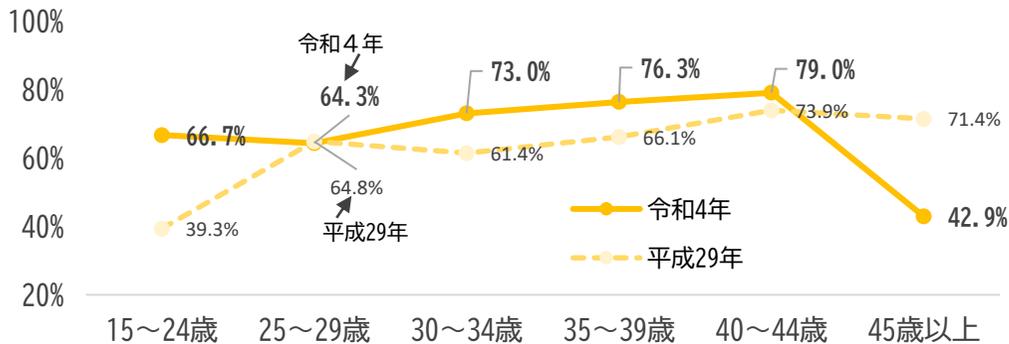
A5 育児をしている女性の有業率は74.3%で5年前から8.6ポイント増加



〈育児をしている人の有業者と無業者の割合〉



〈育児をしている女性の有業率（年齢階級別）〉



※育児とは

小学校入学前のこどもの世話をしている場合を言います。
ただし、孫、おい・めい、弟妹の世話は育児には含みません。

育児の例

- ・乳幼児の世話や見守り
- ・乳児のおむつ替え
- ・就学前の子の送迎、付添い、遊びや習い事などの練習の相手
- ・就学前の子の保護者会への出席

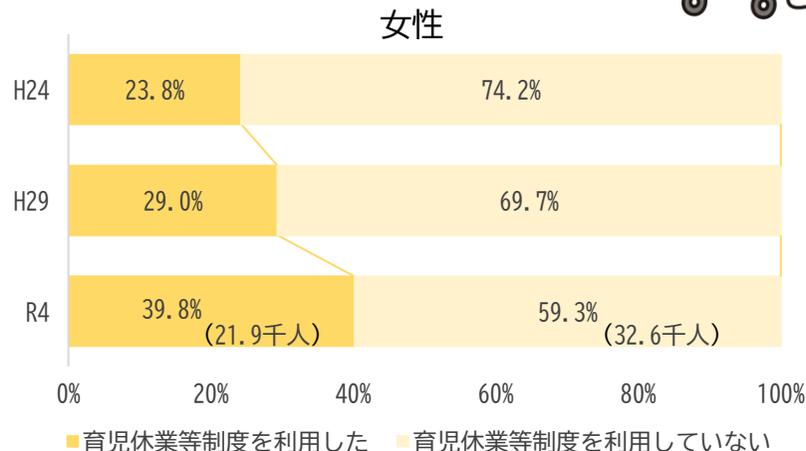
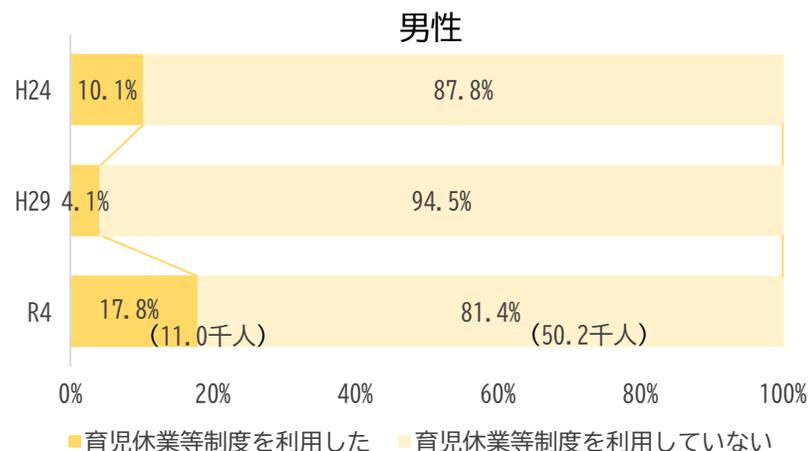
Q6 育児休業などの制度を利用した人の割合は増えたの？

A6 育児休業等制度利用者の割合は、男性が17.8%で5年前から13.7ポイント増加
 女性は39.8%で5年前から10.8ポイント増加



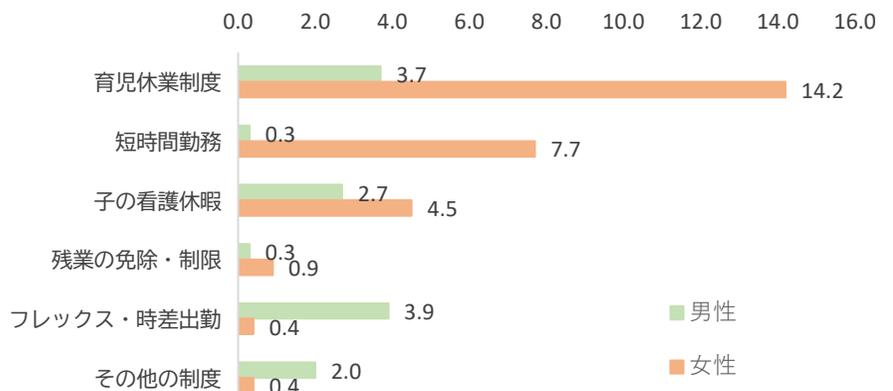
〈育児をしている有業者（雇用者）の育児休業等制度利用の割合〉

※調査日（令和4年10月1日）から過去1年間の育児休業等制度利用状況を調査しました。



〈育児休業等制度の種類別の利用者数(令和4年)〉

単位：千人



※育児休業等制度とは

育児を目的として利用した以下の制度を言います。

法律で定められている制度の他、会社が独自に設けた制度も含めます。

- ・ 育児休業：一定期間休業できる制度
- ・ 短時間勤務：労働時間や労働日数を短縮できる制度
- ・ 子の看護休暇：子の病気やけがの看護のために取得できる休暇制度
 (通常の有給休暇は含まない。)
- ・ 残業の免除・制限：残業の免除や制限を受けられる制度
- ・ フレックス・時差出勤：日々の労働時間を自ら決めたり、始業や終業時刻を変更できる制度
- ・ その他：上記以外の制度(在宅勤務や深夜業の制限など)

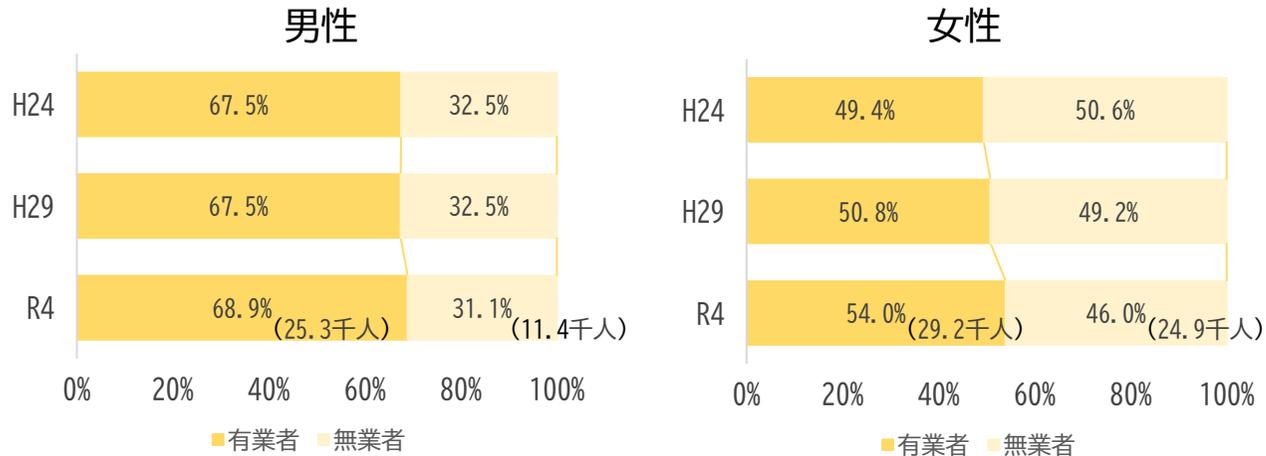
Q7 介護をしながら働く人の割合は増えたの？

A7 介護をしている人の有業率は、男性が68.9%で5年前から1.4ポイント増加

女性は54.0%で5年前から3.2ポイント増加



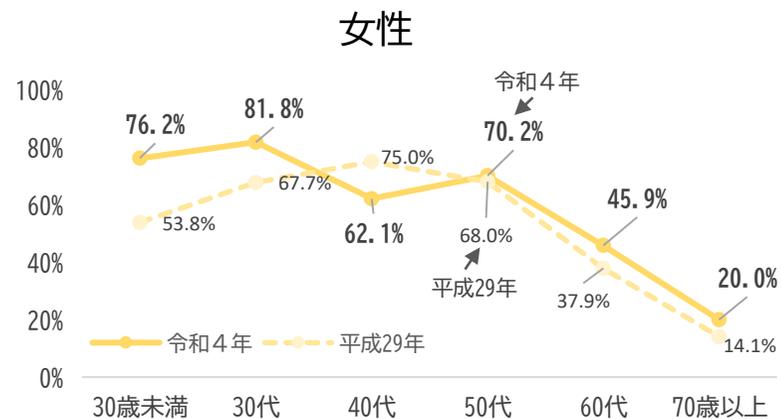
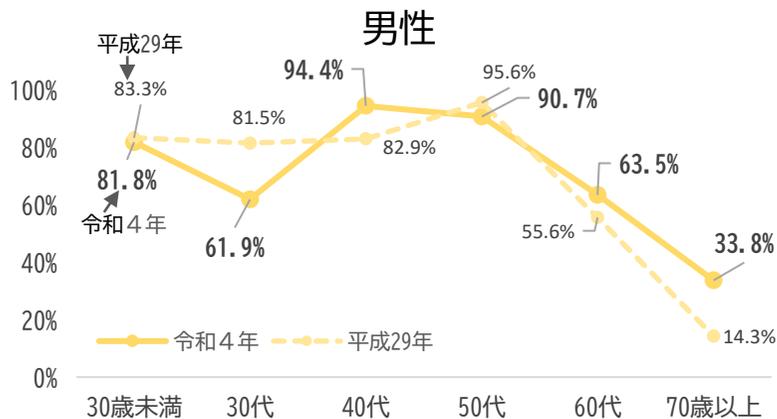
〈介護をしている人の有業者と無業者の割合〉



※介護とは

- ・家族の日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの手助けをすることを言います。
- ・介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれます。
- ・ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する手助けは介護には含みません。

〈介護をしている人の有業率（年齢階級別）〉

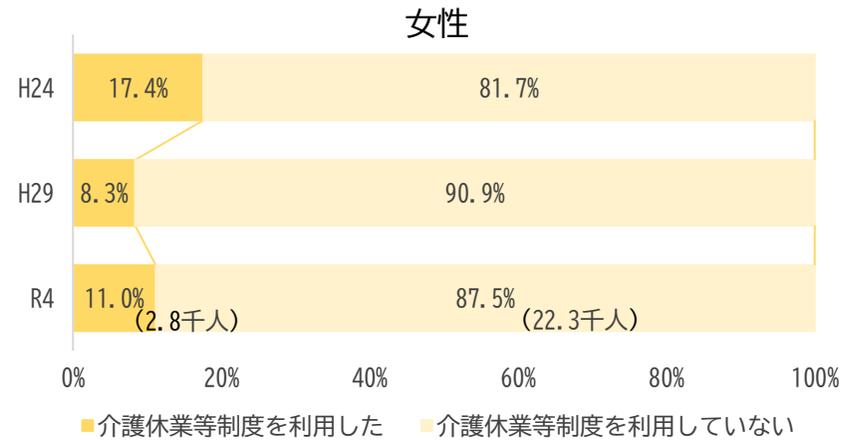
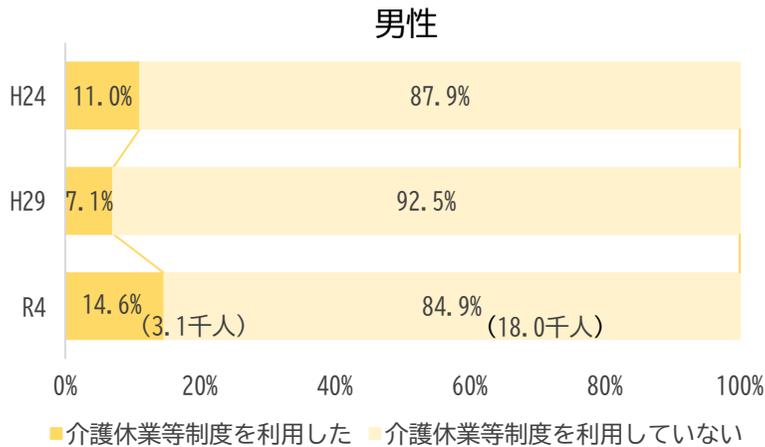


Q8 介護休業などの制度を利用した人の割合は増えたの？

A8 介護休業等制度利用者の割合は、男性が14.6%で5年前から7.5ポイント増加
 女性は11.0%で5年前から2.7ポイント増加

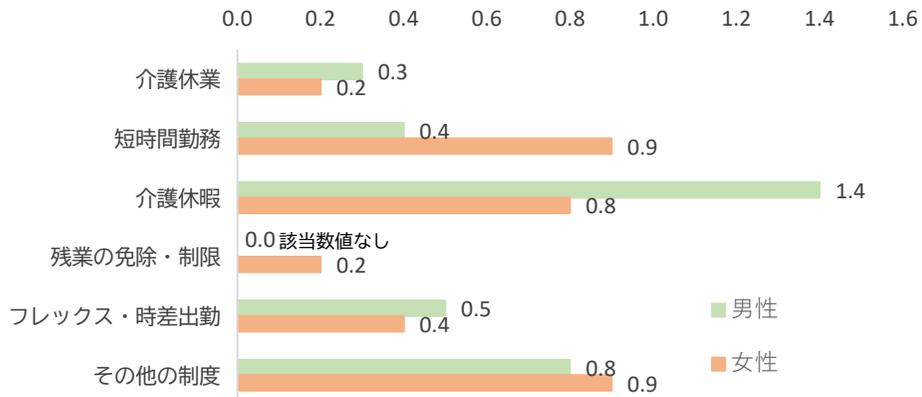


〈介護をしている有業者（雇用者）の介護休業等制度利用の割合〉 ※調査日（令和4年10月1日）から過去1年間の介護休業等制度利用状況を調査しました。



〈介護休業等制度の種類別の利用者数(令和4年)〉

単位：千人



※介護休業等制度とは

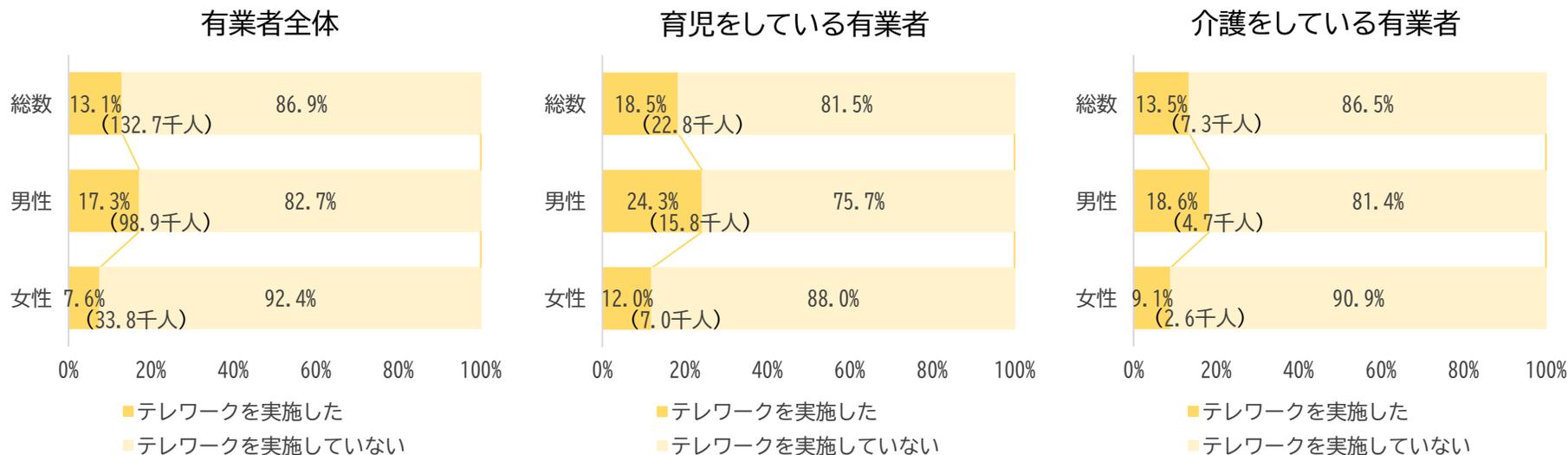
- 介護を目的として利用した以下の制度を言います。
 法律で定められている制度の他、会社が独自に設けた制度も含めます。
- ・介護休業：一定期間休業できる制度
 - ・短時間勤務：労働時間や労働日数を短縮できる制度
 - ・介護休暇：介護のために取得できる休暇制度
 (通常の有給休暇は含まない。)
 - ・残業の免除・制限：残業の免除や制限を受けられる制度
 - ・フレックス・時差出勤：日々の労働時間を自ら決めたり、始業や終業時刻を変更できる制度
 - ・その他：上記以外の制度(在宅勤務や深夜業の制限など)

Q9 テレワークした人はどのくらいいるの？

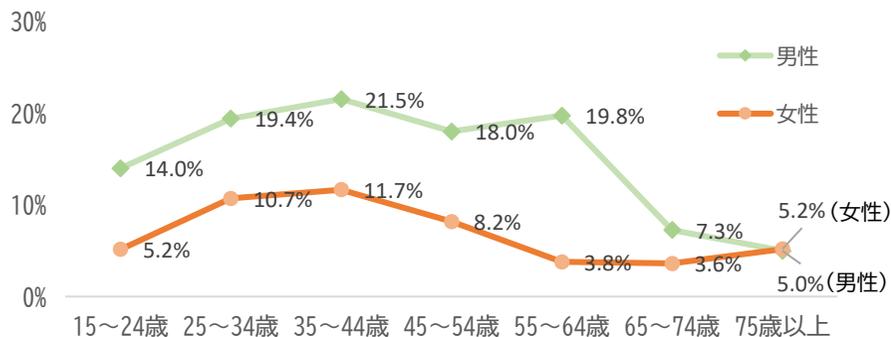
A9 有業者のうち、テレワークを実施した人の割合は13.1%

〈テレワークを実施した人の割合（令和4年）〉

※調査日（令和4年10月1日）から過去1年間の実施状況を調査しました。
 なお、テレワークについては、令和4年から新たに調査しているため、過去の結果はありません。

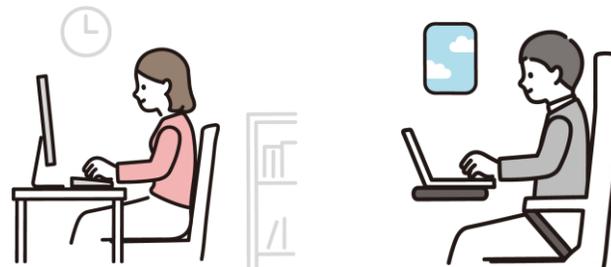


〈年齢階級別のテレワーク実施率〉



※テレワークとは

有業者が、ICT（情報通信技術）を活用して、本拠地のオフィスから離れた場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をする事



主な結果における栃木県の順位 その1

15歳以上人口の有業率
(総数)

1位	東京都	66.6%
2位	福井県	63.6%
3位	愛知県	62.8%
⋮		
13位	栃木県	61.0%
全 国		60.9%

15歳以上人口の有業率
(男性)

1位	東京都	74.6%
2位	愛知県	71.4%
3位	神奈川県	71.3%
⋮		
11位	栃木県	69.3%
全 国		69.1%

15歳以上人口の有業率
(女性)

1位	東京都	59.0%
2位	福井県	56.5%
3位	滋賀県	55.0%
⋮		
全 国		53.2%
18位	栃木県	52.8%

有業者に占める
製造業の割合

1位	滋賀県	27.5%
2位	静岡県	25.9%
3位	栃木県	25.4%
⋮		
全 国		16.1%



VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

編集・発行 栃木県生活文化スポーツ部統計課

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-2246

メール jinkorodo-tokei@pref.tochigi.lg.jp

「とちぎの統計情報」(栃木県公式ホームページ内)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>
